

令和2年4月20日

各 医療機関の長 様

滋賀県医師会  
新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 越 智 眞 一

### 新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた 診療等の時限的・特例的な取扱いについて（第3報）

平素は、地域医療の推進に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」は、4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「初診も含め、電話や情報通信機器（以下「電話等」という）で医療機関へアクセスし、適切な対応が受けられる仕組みを整備すること」等を受けて発出されたものであり、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑み、時限的・特例的に「電話等」による診療を認めるものです。

その概要としては、「1. 医療機関における対応」として、(1)患者からの求めに応じて、医師が医学的に可能であると判断した範囲において「電話等」による診療を実施すること、(2)医師から患者に対して十分な情報を提供すること、「電話等」による診療を行うことが適していない場合は、速やかに対面診療に移行すること、これが困難な場合に備えあらかじめ紹介する他の医療機関に承諾を得ること、「電話等」による診療でも医師・患者の本人確認を行うこと、(3)過去に対面診療を行ったことのある患者に対する「電話等」による診療を行う場合等の取扱い、(4)患者が電話や情報通信機器による服薬指導等を望む場合は処方箋の備考欄に所定の記載をすること、(5)「電話等」による診療を実施する機関は、実施状況について、都道府県に毎月報告を行うこと、(6)オンライン診療を実施するための研修受講は猶予されるが、収束した後は研修を受講しなければオンライン診療を実施できないこととされています。

これまで初診は対面で行うことを原則としていましたが、今回の「時限的・特例的な取扱い」によって患者が直接受診で新型コロナウイルスに感染するリスクを避けるため、全ての患者を対象にすることとなりました。また、感染者が受診することによって起きる院内感染を防ぐ狙いもあります。

先生方におかれましても、極力院内での感染のリスクを回避するため、患者が希望した場合には、次ページ以降をご確認のうえ、「電話等」による診療にてご対応いただきたいと思います。

#### 「電話等」による診療をされる（予定の）医療機関へのお願い

①厚生労働省は、今回の取扱い通知に基づき「電話等」を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し、厚生労働省のホームページ等で公表することとしていますので、手挙げを考慮おられる場合は、9ページの「別紙1」に記入のうえ、下記までメールもしくはファックスにてお送りください。

滋賀県医療政策課 医療整備係 FAX 077-528-4859

E-mail ef0003@pref.shiga.lg.jp

様式は滋賀県医師会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.shiga.med.or.jp/> ⇒ 「医療関係者の皆さまへ」をクリック

- ②「別紙1」の様式右側にある「対面診療が必要と判断した場合に連携する医療機関名」欄は、必ず事前に決めて、記入してください。

(複数ある場合は複数、住所も併せて記載してください)

- ③初診からの「電話等」による診療等を行った場合は、10ページの「別紙2」により毎月末までの対応状況を翌月第1金曜日までに滋賀県医療政策課 医療整備係あてFAX等で毎月報告をしてください。

様式の中ほどにある「初診からの電話等による診療等の実施について」の「過去の診療録等により基礎疾患の情報を確認できた患者に対して診療を行った」の欄に記載する患者は、以下のケースも含まれます。

例. 慢性疾患で診ている患者で、急な発熱などの疾患で「電話等」による診療をした場合

「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」から抜粋

(令和2年4月10日付け厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課連名の事務連絡)

※以下、本事務連絡を「4月10日付け事務連絡」と略す

## ▽1. 医療機関における対応

### (1) 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

患者から電話等により診療等の求めを受けた場合において、診療等の求めを受けた医療機関の医師は、当該医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が当該医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこと。但し、麻薬及び向精神薬の処方をしてはならないこと。

診療の際、できる限り、過去の診療録、診療情報提供書、地域医療情報連携ネットワーク(※)又は健康診断の結果等(以下「診療録等」)により当該患者の基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。診療録等により当該患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とするとともに、麻薬及び向精神薬に加え、特に安全管理が必要な医薬品(いわゆる「ハイリスク薬」)として、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤(抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等)の処方をしてはならないこと。

※患者の同意を得た上で、医療機関間において、診療上必要な医療情報(患者の基本情報、処方データ、検査データ、画像データ等)を電子的に共有・閲覧できる仕組み

なお、当該医師が電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方を行うことが困難であると判断し、診断や処方を行わなかった場合において、対面での診療を促す又は他の診療可能な医療機関を紹介するといった対応を行った場合は、受診勧奨に該当するものであり、こうした対応を行うことは医師法第19条第1項に規定する応招義務に違反するものではないこと。

## (2) 初診から電話や情報通信機器を用いた診療を実施する場合の留意点について

### ①実施に当たっての条件及び留意点

上記(1)により初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合は、以下アからウまでに掲げる条件を満たした上で行うこと。

ア 初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行うことが適していない症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対して十分な情報を提供し、説明した上で、その説明内容について診療録に記載すること(※)。

※説明に当たっては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月厚生労働省策定。以下「指針」という) Vの1.(1)に定める説明や同意に関する内容を参照すること。

イ 医師が地域における医療機関の連携の下で実効あるフォローアップを可能とするため、対面による診療が必要と判断される場合は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施した医療機関において速やかに対面による診療に移行する又は、それが困難な場合は、あらかじめ承諾を得た他の医療機関に速やかに紹介すること。

ウ 電話や情報通信機器を用いて診療を行う場合においては、窓口での被保険者の確認等の手続きが行われず、また、診療も問診と視診に限定されていることなどから、対面で診療を行う場合と比べて、患者の身元の確認や心身の状態に関する情報を得ることが困難であり、患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方防止の観点から、以下の措置を講じること。

- ・視覚の情報を含む情報通信手段を用いて診療を行う場合は、患者については被保険者証により受給資格を、医師については顔写真付きの身分証明書により本人確認を、互いに行うこと。その際、医師にあつては医師の資格を有していることを証明することが望ましい。
- ・電話を用いて診療を行う場合は、当該患者の被保険者証の写しをファクシミリで医療機関に送付する、被保険者証を撮影した写真の電子データを電子メールに添付して医療機関に送付する等により、受給資格の確認を行うこと。
- ・電話を用いて診療を行う場合であつて、上記に示す方法による本人確認が困難な患者についても、電話により氏名、生年月日、連絡先(電話番号、住所、勤務先等)に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認することで診療を行うこととしても差し支えないこと。
- ・なお、被保険者証の確認に加えて患者の本人確認を行う場合には、「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について」(令和2年1月10日付け保保発0110第1号、保国発0110第1号、保高発0110第1号、保医発0110第1号厚生労働省保険局保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長、医療課長連名通知)等に留意して適切に対応されたい。
- ・虚偽の申告による処方が疑われる事例があつた場合は、その旨を所在地の都道府県に報告すること。報告を受けた都道府県は、管下の医療機関

4月10日付けで、追加で「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等において公費負担医療を受ける場合に必要な証明書類について」が示されています。

(8ページ目の注を参照)

に注意喚起を図るなど、同様の事例の発生の防止に努めること。

②その他

患者が保険医療機関に対して支払う一部負担金等の支払方法は、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

(3) 2度目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施する場合について

①既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者について

既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者について、電話や情報通信機器を用いた診療により、当該患者に対して、これまでも処方されていた医薬品を処方することは事前に診療計画が作成されていない場合であっても差し支えないこと。

また、当該患者の当該疾患により発症が容易に予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品の処方をして差し支えないこと。但し、次に掲げる場合に応じて、それぞれ次に掲げる要件を満たす必要があること。なお、感染が収束して本事務連絡が廃止された後に診療を継続する場合は、直接の対面診療を行うこと。

イ これまで当該患者に対して定期的なオンライン診療(※)を行っていない場合(既に当該患者に対して2月28日付け事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を行っている場合を含む)

電話や情報通信機器を用いた診療により生じるおそれのある不利益、発症が容易に予測される症状の変化、処方する医薬品等について、患者に説明し、同意を得ておくこと。また、その説明内容について診療録に記載すること。

ア 既に当該患者に対して定期的なオンライン診療を行っている場合

オンライン診療を行う前に作成していた診療計画に、発症が容易に予測される症状の変化を新たに追記するとともに、当該診療計画の変更について患者の同意を得ておくこと。なお、上記により追記を行う場合においては、オンライン診療により十分な医学的評価を行い、その評価に基づいて追記を行うこと。

〔※「オンライン診療の適切な実施に関する指針」(平成30年3月厚生労働省策定。以下「指針」という)が適用され、指針に沿って行われる診療〕

②上記(1)により電話や情報通信機器を用いて初診を行った患者について

上記(1)により電話や情報通信機器を用いて初診を行った患者に対して、2度目以降の診療も電話や情報通信機器を用いて行う場合については、上記(1)の記載に沿って実施すること。なお、上記(1)による診療は、問診及び視診に限定されたものであることから、その際に作成した診療録は、上記(1)に記載した「過去の診療録」には該当しないこと。また、感染が収束して本事務連絡が廃止された後に診療を継続する場合は、直接の対面診療を行うこと。

(4) 処方箋の取扱いについて

患者が、薬局において電話や情報通信機器による情報の提供及び指導(以下「服薬指導等」)を希望する場合は、処方箋の備考欄に「0410対応」と記載し、当

該患者の同意を得て、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付すること。その際、医師は診療録に送付先の薬局を記載すること。また、医療機関は、処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に当該処方箋原本を送付すること。

上記（１）の診療により処方を行う際、診療録等により患者の基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記すること。

なお、院内処方を行う場合は、患者と相談の上、医療機関から直接配送等により患者へ薬剤を渡すこととして差し支えないこと。その具体的な実施方法については、下記２．（４）に準じて行うこと。

#### （５）実施状況の報告について

上記（１）及び（３）②により電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、別紙２の様式（１０ページ参照）により、所在地の都道府県に毎月報告を行うこと。また、各都道府県は管下の医療機関における毎月の実施状況を取りまとめ、厚生労働省に報告を行うこと。

#### （６）オンライン診療を実施するための研修受講の猶予について

指針において、令和２年４月以降、オンライン診療を実施する医師は、厚生労働省が定める研修を受講しなければならないとされており、オンライン診療及び本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医師は当該研修を受講することが望ましいが、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況に鑑み、本事務連絡による時限的・特例的な取扱いが継続している間は、当該研修を受講していない医師が、オンライン診療及び本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施しても差し支えないこと。なお、感染が収束して本事務連絡が廃止された場合は、指針に定めるとおり、研修を受講した医師でなければオンライン診療を実施できないことに留意すること。

### ▽２．薬局における対応

#### （１）～（３） 省略

#### （４）薬剤の配送等について

調剤した薬剤は、患者と相談の上、当該薬剤の品質の保持（温度管理を含む）や、確実な授与等がなされる方法（書留郵便等）で患者へ渡すこと。薬局は、薬剤の発送後、当該薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認すること。

また、品質の保持（温度管理を含む）に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤については、適切な配送方法を利用する、薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等、工夫して対応すること。

患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

#### （５）省略

### ▽３．新型コロナウイルス感染症患者に対する診療等について

#### （１）自宅療養又は宿泊療養する軽症者等に対する診療等について

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和２年３月２８日新型

コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」)においては、患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、重症者等に対する医療提供に移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養又は宿泊施設等での療養とすることとされている。

自宅療養又は宿泊施設等での療養とされた軽症者等について、自宅や宿泊施設等での療養期間中の健康管理において、新型コロナウイルス感染症の増悪が疑われる場合や、それ以外の疾患が疑われる場合において、当該患者の診断を行った医師又は新型コロナウイルス感染症の診断や治療を行った医師から情報提供を受けた医師は、医学的に電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方が可能であると判断した範囲において、患者の求めに応じて、電話や情報通信機器を用いた診療により、必要な薬剤を処方して差し支えないこと。その際、医師は、自宅療養又は宿泊療養する軽症者等に対する処方であることが分かるよう、処方箋の備考欄に「CoV自宅」又は「CoV宿泊」と記載すること。また、処方する薬剤を配送等により患者へ渡す場合は、当該患者が新型コロナウイルス感染症の軽症者等であることを薬局や配送業者が知ることになるため、それについて当該患者の同意を得る必要があること。

当該処方について、薬局で調剤する場合は、薬局における当該患者に対する服薬指導は電話や情報通信機器を用いて行って差し支えないこと。

## (2) 入院中の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療等について

対処方針においては、感染者の大幅な増加を見据え、一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保することとされている。今後、感染の更なる拡大により、一般の医療機関の一般病床等に新型コロナウイルス感染症患者を入院させ、十分な集中治療の経験がない医師等が当該患者を診療しなければならない場合等において、当該患者に対し、人工呼吸器による管理等の集中治療を適切に行うため、情報通信機器を用いて、他の医療機関の呼吸器や感染症の専門医等が、呼吸器の設定変更の指示を出すことなどを含め、十分な集中治療の経験がない医師等と連携して診療を行うことは差し支えないこと。

### ▽4. 医療関係者、国民・患者への周知徹底

国民・患者に対して、電話や情報通信機器等による診療を受けられる医療機関の情報を提供するため、本事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し、厚生労働省のホームページ等で公表することとする。このため、各都道府県においては、(中略)本事務連絡に基づき電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握するとともに、厚生労働省にその結果を報告すること。(略)

なお、医療機関は、オンライン診療及び本事務連絡に基づく電話や情報通信機器を用いた診療を実施していることについて、その旨を医療に関する広告として広告可能であること。

### ▽5. 本事務連絡による対応期間内の検証

本事務連絡による対応は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、医療機関への受診が困難になりつつある状況下に鑑みた時限的な対応であることから、その期間は、

感染が収束するまでの間とし、原則として3カ月ごとに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や、本事務連絡による医療機関及び薬局における対応の実用性と実効性確保の観点、医療安全等の観点から改善のために検証を行うこととする。  
(以下、略)

**「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」**

(令和2年4月10日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡) から抜粋

**1. 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について**

新型コロナウイルスの感染が拡大し、医療機関の受診が困難になりつつあることに鑑みた時限的・特例的な対応として、4月10日付け事務連絡の1.(1)に規定する初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合には、当該患者の診療について、A000初診料の注2に規定する214点を算定すること。その際は、4月10日付け事務連絡における留意点等を踏まえ、適切に診療を行うこと。

また、その際、医薬品の処方を行い、又はファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、又は薬剤料を算定することができる。

但し、4月10日付け事務連絡の1.(1)に規定する場合であっても、既に保険医療機関において診療を継続中の患者が、他の疾患について当該保険医療機関において初診があった場合には、電話等再診料を算定すること。

**2. 保険薬局において、保険医療機関から送付された処方箋情報に基づき調剤を行い、電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を行う場合について**

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、4月10日付け事務連絡の2.(1)に基づき調剤を実施した場合、調剤技術料、薬剤料及び特定保険医療材料料を算定することができる。

また、4月10日付け事務連絡の2.(2)に規定する電話や情報通信機器を用いて服薬指導を行った場合、その他の要件を満たせば、薬剤服用歴管理指導料等を算定することができる。

**3. 慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合について**

新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患を有する定期受診患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療及び処方を行う場合であって、電話や情報通信機器を用いた診療を行う以前より、対面診療において診療計画等に基づき療養上の管理を行い、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等(※)を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行う場合は、B000の2に規定する「許可病床数が100床未満の病院の場合」の147点を月1回に限り算定できることとする。

※「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等

- ①B000 特定疾患療養管理料
- ②B001の5 小児科療養指導料
- ③B001の6 てんかん指導料
- ④B001の7 難病外来指導管理料

- ⑤B001の27 糖尿病透析予防指導管理料
- ⑥B001-2-9 地域包括診療料
- ⑦B001-2-10 認知症地域包括診療料
- ⑧B001-3 生活習慣病管理料

4. 4月10日付け事務連絡において「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（2月28日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについて」（3月19日付け事務連絡）が廃止されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その2）」（2月28日付け）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その3）」（3月2日付け）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その5）」（3月12日付け）及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その6）」（3月19日付け）において「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた診療や処方箋の取扱いについて」（2月28日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルスの感染拡大防止策としての電話や情報通信機器を用いた診療等の臨時的・特例的な取扱いについて」（3月19日付け事務連絡）を参照している箇所については、4月10日付け事務連絡の該当箇所と読み替えるものとすること。

**「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その5）」**

（令和2年3月12日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）から抜粋

（問1） （省略）

（問2）2月28日付け事務連絡の「1」の場合であって、過去3月以内に在宅療養指導管理料を算定した慢性疾患等を有する定期受診患者等について、医師が電話や情報通信機器を用いて診療し、患者又は患者の看護に当たる者（以下、「患者等」という。）に対して、療養上必要な事項について適正な注意及び指導を行い、併せて必要かつ十分な量の衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に、在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理材料加算を算定できるか。

（答）衛生材料又は保険医療材料を支給した場合に限り、在宅療養指導管理料及び在宅療養指導管理材料加算を算定できる。この場合、在宅療養の方法、注意点、緊急時の措置に関する指導等の内容、患者等から聴取した療養の状況及び支給した衛生材料等の量等を診療録に記載すること。また、衛生材料又は保険医療材料の支給に当たっては、患者等に直接支給すること。但し、患者の看護に当たる者がいない等の理由により患者等に直接支給できない場合には、当該理由を診療録に記載するとともに、衛生材料又は保険医療材料を患者に送付することとして差し支えない。この場合において、当該患者が受領したことを確認し、その旨を診療録に記載すること。

**「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等において公費負担医療を受ける場合に必要な証明書類について」**

4月10日付け事務連絡で、患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止するための措置も示されていますが、今般、同措置に関し、公費負担医療制度ごとに、当該制度の対象となるかどうかの確認（本人確認）に必要な証明書類等、追加で必要な対応が示されました。

通知の内容は滋賀県医師会ホームページでご確認ください。





基本情報										
施設名	郵便番号	住所 (都道府県から記載)	電話番号	ウェブサイトURL	診療の内容					
例	〇〇医院	000-0000	滋賀県大津市・・・	080-0000-0000	http://www...					
	対応した医師	初診からの電話等による診療等の実施について (以下のいずれか該当するものを選択し、電話を用いた場合は「1」、視覚の情報を含む情報通信手段を用いた場合は「2」と記入してください。)	患者情報	診療の内容	再診の予約日 (〇日後)					
	診療科	過去の診療録等により基礎疾患を確認できた患者に対して診療を行った。	年齢	指示の内容 (対面診療を指示した場合)	再診の予約日 (〇日後)					
	医師名	過去の診療録等により基礎疾患を確認できた患者に対して診療を行った。	性別	診断名 (診断名がつかない場合は症状名)	再診の予約日 (〇日後)					
例	2020/4/13	内科	25	男	発熱	自宅待機	コカール (4日分)	電話等再診	4日後	

※記載にあたって不明な箇所があれば、滋賀県医療政策課 医療整備係までお問い合わせください。TEL 077-528-3625

※報告対象 ① 初診で診断処方をした状況 ② ①で報告を行わない、かつ再診でも電話や情報通信機器を用いて診断・処方した場合は報告の対象にはなりません。  
 ※初診を対面で行い、再診以降で電話や情報通信機器を用いて診断・処方をした場合は報告の対象にはなりません。